

能代市建設工事応募型見積り合せの参加者の募集について

次のとおり見積り合せを執行するので、下記により参加者を公募する

1	公募日	令和8年8月18日
2	契約担当者	能代市水道事業 能代市長 鍋谷 暁
3	工事名	R8排水設備(消火栓)新設工事
4	施工場所	能代市二ツ井町字道上中坪地内ほか
5	完成工期	令和8年12月18日
6	工事主管課	都市整備部 水道課 電 話 番 号 0185-52-5221 ファクシミリ番号 0185-89-1780
7	工事の種別	消防施設工事
8	工事概要	単口消火栓設置工 N=2基 ※設計、仕様等の詳細については、公募文とともに全てホームページに掲載しています。
9	予定価格	1,705,000 円 (消費税及び地方消費税を含む金額)
10	入札書比較価格	1,550,000 円 (予定価格の110分の100に相当する金額)
11	見積り合せ参加資格要件	見積り合せに参加する者は、応募型見積り合せ基本事項1のほか、次の要件を満たす者であること。 (1) 令和8年度能代市建設業者等級格付名簿に登録されていること。 (2) 能代市建設工事入札制度実施要綱第2条に規定する、市内に主たる営業所を有する者であること。 (3) 建設業法第3条に規定する建設業の許可(消防施設工事業)を受けていること。 (4) (3)の許可を受けている工種について、建設業法第27条の23に規定する経営事項審査を受けていること。 (5) 本業務に当たって、次の資格者を配置すること。 ア 消防設備士(甲種・第1類)の資格を有する者を主任技術者として配置できること。 イ 公益社団法人 日本水道協会の配水管工技能者登録証(一般継手)を所有している者、または日本ダクタイル鉄管協会の継手接合研修会受講証を所有している者。 ウ 配水用ポリエチレンパイプシステム協会(又は旧「配水用ポリエチレン協会」)の施工講習受講証(配水管)を所有している者。 ※主任技術者はイ、ウの技術者と兼ねることができる。 ※主任技術者は現場代理人と兼ねることができる。
12	スケジュール	(1)見積提出期間 令和8年8月18日(火) 15:00 から 令和8年8月24日(月) 17:00 まで (2)見積提出場所 能代市役所 第1庁舎1階 契約検査課 (3)開披予定日 令和8年8月25日(火) 10:00
13	見積内訳書	見積書提出時に見積金額と一致する見積内訳書を同時に提出すること。
14	本工事に適用する契約事項	B型を適用する。
15	契約保証金	能代市財務規則第127条の規定による。
16	前払金	請求することができる。
17	その他	(1) 応募型見積り合せ基本事項のとおり。 (2) 落札者は、申請書類に記載した配置予定技術者等を当該工事の現場に配置させること。なお、やむを得ない事由により能代市長が承認した場合のほかは、配置予定技術者等の変更は認めないものとする。 (3) 見積り合せに参加しようとする者は、見積書に次に掲げる書類(写し可)を添付し提出すること。 ・11(5)の資格を有することを証する書類及び雇用関係を確認できる書類 ※在籍証明(任意様式)など

応募型見積り合せ基本事項（建設工事）

1 見積り合せに参加する者に必要な要件

- (1) 本市の建設業者等級格付名簿に登録されている市内建設業者で、市内に主たる営業所を有する者であること。
- (2) 建設業法第28条に規定する指示又は営業停止の措置を受けていないこと。
- (3) 本市の指名停止措置を受けていないこと。
- (4) 次に掲げる基準を満たす現場代理人、主任技術者等を本工事の現場に配置できること。
 - ア 現場代理人 工事現場に常駐できる者
※「能代市建設工事請負契約における現場代理人常駐義務の緩和措置に関する基準」により兼務を認める場合を除く。
 - イ 主任技術者又は監理技術者 建設業法第26条第1項に規定する者
※直接的かつ恒常的な雇用が必要。
(申込時において3カ月以上雇用されていること。)
 - ウ 専門技術者 建設業法第26条の2に規定する者
- (5) 本工事の計画業務又は設計業務を行った者でないこと。
- (6) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立て、民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立て、又は破産法（平成16年法律第75号）に基づく破産手続開始の申立てがなされていない者であること。ただし、会社更生法に基づく更生手続開始の決定又は民事再生法に基づく再生手続開始の決定を受けた場合は、この限りではない。

2 設計図書に関すること

発注する工事内容の説明は、市ホームページへ掲示する設計図書の閲覧によるものとする。

ただし、設計図書を印刷物により閲覧又は貸出を希望する場合は、次によるものとする。

- (1) 閲覧又は貸出場所 能代市総務部契約検査課
- (2) 貸出時間 4時間以内

3 見積り合せに関すること

参加申込は見積書を提出することにより行い、次によるものとする。

- (1) 提出方法 持参によること
- (2) 提出先 能代市総務部契約検査課
- (3) 見積書 決定に当たっては、見積書に記載された金額に消費税等相当額（消費税法（昭和63年法律第108号）に基づき消費税が課される金額に同法に基づく税率を乗じて得た金額及び地方税法（昭和25年法律第226号）に基づき地方消費税が課される金額に同法に基づく税率を乗じて得た金額をいう。）を加えた金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、当該端数金額を切り捨てるものとする。）をもって契約予定金額とするので、見積者は消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、契約希望金額から消費税等相当額を除いた金額を見積書に記載すること。
- (4) 見積内訳書 見積価格と一致する見積内訳書を見積書に添付すること
※見積書と同封すること

- (5) 資格審査書類 公募時に指定された場合には、参加資格審査資料等必要な書類を提出すること。
※見積書と同封せず提出すること

4 開披、決定に関すること

- (1) 開披の立ち会い 希望する見積り合せ参加者は、開披に立ち会うことができる。
(2) 決定の通知 契約の相手方が決定したときは、速やかにその旨を当該相手方に通知する。
(3) 結果の公表 見積り合せの結果は、契約検査課及び行政情報コーナーに掲示し、能代市ホームページに掲載する。
(4) 見積書を提出した者が、見積書提出期間に見積り合せに参加する者に必要な要件を満たさないこととなった場合、その見積書は無効とする。
(5) 契約の相手方の決定から契約締結までの間において、決定者が見積り合せに参加する者に必要な資格を満たさないこととなった場合は、当該決定者と契約を締結しないことができる。

5 契約締結の時期

決定者は、契約の相手方に決定した通知を受けた日の翌日から起算して7日以内に契約を締結しなければ当該見積り合せはその効力を失う。ただし、やむを得ない事由により書面をもってその期限の延長を願い出て承認を受けたときは、この限りでない。

6 その他必要な事項

- (1) 完成工期は、事情により変更することがある。
(2) 一括委任又は一括下請は禁止する。
(3) 見積り合せ参加者は、設計図書等を熟知し、規則及び入札心得等を遵守すること。
(4) 参加申込についての問い合わせ先

能代市総務部契約検査課

電話番号 0185-89-2222

ファクシミリ番号 0185-54-6460

見 積 書（第1回）

令和 年 月 日

能代市下水道事業
能代市長 鍋 谷 暁 様

住 所
商号又は名称
代 表 者 氏 名 印

下記のとおり能代市財務規則に基づいて見積します。

記

工 事 名	R 8 排水設備（消火栓）新設工事
見 積 金 額	¥
備 考	

令和 8 年度 公 共 事 業

工 事 設 計 書

能代市

市 長	副 市 長	部 長	次 長	課 長	課長補佐	課長補佐	精 算 者	設 計 者	係 員
着 工 完 成 期 日		自 令和 年 月 日 至 令和 8 年 12 月 18 日				摘 要	工期 日間		
工 事 番 号		第 号							
幹 線 名 路 線 名 等									
施 工 位 置		能代市二ツ井町字道上中坪 地内 ほか							
工 事 名		R 8 排水設備（消火栓）新設工事							
工 事 費		金 円也							
工 事 概 要		単口消火栓設置工 N= 2 基							

R 8 排水設備（消火栓）新設工事

総 括 表						
費 目 ・ 工 種 ・ 種 別 ・ 細 目	数 量	単位	単 価	金 額	明細単価番号	摘 要
工事費	1	式				
本工事費	1	式				
開削工事及び小口径推進工事等02	1	式				
合計						

R 8 排水設備（消火栓）新設工事

本 工 事 費 内 訳 書						
費 目 ・ 工 種 ・ 種 別 ・ 細 目	数 量	単 位	単 価	金 額	明細単価番号	摘 要
開削工事及び小口径推進工事等02	1	式				
資材費	1	式				
E F 直管（片受け口付） φ 75	1	本				
E F フランジ短管 φ 75	2	個				
フランジ接合材 φ 75 RV 7.5K まで	2	組				
単口消火栓 φ 75mm用 650～1000 内外面粉体塗装	2	基				
その他資材費	1	式				
埋設表示シート ポリダブル	0.1	本				
ロケーティングワイヤー 3.4mm 100m巻き	0.1	本				
管明示テープ 幅30mm、20m巻 塩化ビニル青色	0.1	本				
平板ブロック 300×300×60	2	枚				
労務費	1	式				

R 8 排水設備（消火栓）新設工事

本 工 事 費 内 訳 書						
費 目 ・ 工 種 ・ 種 別 ・ 細 目	数 量	単 位	単 価	金 額	明細単価番号	摘 要
ポリ塩化ビニル管(融着接合(EF接合))据付工 呼び径75mm	2.2	m			施 1 号	
ポリエチレン管(融着接合)継手工 1口継手 呼び径75mm	3	口			施 2 号	
ポリエチレン管切断 呼び径75mm	1	口			施 3 号	
フランジ継手 呼び径75(80)mm	2	口			施 4 号	
消火栓設置 機械施工 地上式 単口	2	箇所			施 5 号	
管明示シート	2.2	m			施 6 号	
管明示テープ φ75×4000	2.2	m			施 7 号	
ロケーティングワイヤー	2.2	m			施 8 号	
交通誘導警備員 B		人日			施 9 号	
土工費	1	式				
舗装版切断 アスファルト舗装版 15cm以下	8.2	m			P 1 号	
小型バックホウによる舗装版直接掘削・積込 舗装厚0cm超え10cm以下	2.5	m ²			施 10 号	

R 8 排水設備（消火栓）新設工事

本 工 事 費 内 訳 書						
費 目 ・ 工 種 ・ 種 別 ・ 細 目	数 量	単 位	単 価	金 額	明細単価番号	摘 要
アスファルト塊・コンクリート塊(無筋)運搬費 ダンプトラック2t積級 運搬距離10km	0.1	m3			施 11 号	
建設副産物処理料(中間処理):処分費 アスファルト塊 60×60cm以内	0.2	t				
小型バックホウ掘削積込 加-ラ型 山積0.13m3(平積0.10)	2	m3			施 12 号	
管路埋戻費(機械埋戻・小型バックホウ) 山砂	0.7	m3			施 13 号	
発生土運搬費 ダンプトラック2t積級 運搬距離5km	1.3	m3			施 14 号	
整地 残土受入れ地での処理	1.3	m3			P 2 号	
路盤工(施工幅1.8m未満)(1層当り) 下層路盤 仕上り厚0.15m	2.5	m2			施 15 号	
路盤工(施工幅1.8m未満)(1層当り) 上層路盤 仕上り厚0.1m	2.5	m2			施 16 号	
アスファルト舗装工(人力)(歩道)(1層) 舗装厚30mm 再生細粒度AS(13F)	2.5	m2			施 17 号	
直接工事費計						
共通仮設費計	1	式				
共通仮設費(積上げ)	1	式				

R 8 排水設備（消火栓）新設工事

本 工 事 費 内 訳 書						
費 目 ・ 工 種 ・ 種 別 ・ 細 目	数 量	単 位	単 価	金 額	明細単価番号	摘 要
準備費	1	式				
試掘工	1	式				
舗装版切断 アスファルト舗装版 15cm以下	8	m			P 1 号	
小型バックホウによる舗装版直接掘削・積込 舗装厚0cm超え10cm以下	3	m ²			施 10 号	
アスファルト塊・コンクリート塊(無筋)運搬費 ダンプトラック2t積級 運搬距離10km	0.1	m ³			施 11 号	
建設副産物処理料(中間処理):処分費 アスファルト塊 60×60cm以内	0.2	t				
小型バックホウ掘削積込 ｸﾛｰﾗ型 山積0.13m ³ (平積0.10)	2.4	m ³			施 12 号	
発生土運搬費 ダンプトラック2t積級 運搬距離5km	0.7	m ³			施 14 号	
整地 残土受入れ地での処理	0.7	m ³			P 2 号	
管路埋戻費(機械埋戻・小型バックホウ) 発生土	1.7	m ³			施 18 号	
路盤工(施工幅1.8m未満)(1層当り) 下層路盤 仕上り厚0.15m	3	m ²			施 15 号	
路盤工(施工幅1.8m未満)(1層当り) 上層路盤 仕上り厚0.1m	3	m ²			施 16 号	

R 8 排水設備（消火栓）新設工事

本 工 事 費 内 訳 書						
費 目 ・ 工 種 ・ 種 別 ・ 細 目	数 量	単位	単 価	金 額	明細単価番号	摘 要
アスファルト舗装工(人力)(歩道)(1層) 舗装厚30mm 再生細粒度AS(13F)	3	m2			施 17 号	
技術管理費	1	式				
通水試験工	4.4	m			単 1 号	
共通仮設費(率化)	1	式				
共通仮設費率分	1	式				
純工事費	1	式				
現場管理費	1	式				
工事原価	1	式				
一般管理費等	1	式				
工事価格	1	式				
消費税等相当額	1	式				
合計						

R 8 排水設備（消火栓）新設工事

【 第 1 号 単価表 】 通水試験工						
2,000 m 当り						
名 称 ・ 規 格	数 量	単位	単 価	金 額	明細単価番号	摘 要
通水試験		日			施 19 号	
計						
単位当たり						

【 第 1 号 施工単価表 】						
ホリシ管(融着接合(EF接合))据付工 呼び径75mm 10 m 当り						
名 称 ・ 規 格	数 量	単位	単 価	金 額	明細単価番号	摘 要
特殊作業員		人				
普通作業員		人				
計						
単位当たり						

【 第 2 号 施工単価表 】						
ポリエチレン管(融着接合)継手工 1口継手 呼び径75mm						
1 口 当り						
名 称 ・ 規 格	数 量	単位	単 価	金 額	明細単価番号	摘 要
特殊作業員		人				
普通作業員		人				
諸 雑 費 （ 率 + 丸め ）		%				
計						
単位当たり						

【 第 3 号 施工単価表 】						
ポリエチレン管切断 呼び径75mm						
1 口 当り						
名 称 ・ 規 格	数 量	単位	単 価	金 額	明細単価番号	摘 要
特殊作業員		人				
普通作業員		人				
諸 雑 費 （ 率 + 丸め ）		%				
計						
単位当たり						

【 第 4 号 施工単価表 】 フランジ継手 呼び径75(80)mm						
1 □ 当り						
名 称 ・ 規 格	数 量	単位	単 価	金 額	明細単価番号	摘 要
特殊作業員		人				
普通作業員		人				
諸 雑 費 （ 率 + 丸め ）		%				
計						
単位当たり						

【 第 5 号 施工単価表 】						
消火栓設置 機械施工 地上式 単口						1 箇所 当り
名 称 ・ 規 格	数 量	単位	単 価	金 額	明細単価番号	摘 要
特殊作業員		人				
普通作業員		人				
クレーン装置付トラック運転 ﾊﾞｰｽﾄﾗｯｸ4～4.5t積 2.9t吊		時間				
諸 雑 費 （ 率 + 丸 め ）		%				
計						
単位当たり						

【 第 6 号 施工単価表 】 管明示シート						
100 m 当り						
名 称 ・ 規 格	数 量	単位	単 価	金 額	明細単価番号	摘 要
普通作業員		人				
計						
単位当たり						

【 第 7 号 施工単価表 】 管明示テープ φ75×4000						
100 m 当り						
名 称 ・ 規 格	数 量	単位	単 価	金 額	明細単価番号	摘 要
普通作業員		人				
計						
単位当たり						

[illegible]

【 第 9 号 施工単価表 】 交通誘導警備員 B						
1 人日 当り						
名 称 ・ 規 格	数 量	単位	単 価	金 額	明細単価番号	摘 要
交通誘導警備員B		人				
諸 雑 費 （丸め）	1	式				
計						
単位当たり						

【 第 10 号 施工単価表 】						
小型バックホウによる舗装版直接掘削・積込 舗装厚0cm超え10cm以下						
名 称 ・ 規 格	数 量	単位	単 価	金 額	明細単価番号	摘 要
一般世話役		人				
普通作業員		人				
小型バックホウ運転 加-ラ型 山積0.13m3(平積0.10)		日				
諸 雑 費 （丸め）	1	式				
計						
単位当たり						

能代市

【 第 12 号 施工単価表 】						
小型バックホウ掘削積込 加-ラ型 山積0.13m3(平積0.10)				100 m3 当り		
名 称 ・ 規 格	数 量	単位	単 価	金 額	明細単価番号	摘 要
一般世話役		人				
普通作業員		人				
小型バックホウ運転 加-ラ型 山積0.13m3(平積0.10)		日				
諸 雑 費 （丸め）	1	式				
計						
単位当たり						

【 第 13 号 施工単価表 】						
管路埋戻費(機械埋戻・小型バックホウ) 山砂						
100 m3 当り						
名 称 ・ 規 格	数 量	単位	単 価	金 額	明細単価番号	摘 要
一般世話役		人				
普通作業員		人				
小型バックホウ運転 加-ラ型 山積0.13m3(平積0.10)		日				
タンパ及びランマ運転(賃料) 60～80kg		日				
山砂 不洗い	126	m3				
諸 雑 費 （丸め）	1	式				
計						
単位当たり						

能代市

【 第 15 号 施工単価表 】						
路盤工(施工幅1.8m未満)(1層当り) 下層路盤 仕上り厚0.15m				100	m2 当り	
名 称 ・ 規 格	数 量	単位	単 価	金 額	明細単価番号	摘 要
普通作業員		人				
再生クラッシャーラン RC-40	19.05	m3				
タンバ及びランマ運転(賃料) 60～80kg		日				
諸 雑 費 （丸め）	1	式				
計						
単位当たり						

【 第 16 号 施工単価表 】						
路盤工(施工幅1.8m未満)(1層当り) 上層路盤 仕上り厚0.1m						
100 m2 当り						
名 称 ・ 規 格	数 量	単位	単 価	金 額	明細単価番号	摘 要
普通作業員		人				
再生クラッシャーラン RC-40	12.7	m3				
タンバ及びランマ運転(賃料) 60～80kg		日				
諸 雑 費 （丸め）	1	式				
計						
単位当たり						

【 第 17 号 施工単価表 】						
アスファルト舗装工(人力)(歩道)(1層) 舗装厚30mm 再生細粒度AS(13F)						
100 m2 当り						
名 称 ・ 規 格	数 量	単位	単 価	金 額	明細単価番号	摘 要
一般世話役		人				
特殊作業員		人				
普通作業員		人				
再生加熱アスファルト混合物 細粒度AS(13F)	7.095	t				
アスファルト乳剤 P K - 3 (プライムコート用)		l				
振動ローラ運転 (舗装用)バド'ガ'イト'式0.5～0.6t		日				
振動コンパクタ運転(前進型) 40～60kg		日				
諸 雑 費 (率 + 丸め)		%				
計						
単位当たり						

【 第 18 号 施工単価表 】						
管路埋戻費(機械埋戻・小型バックホウ) 発生土						
100 m3 当り						
名 称 ・ 規 格	数 量	単位	単 価	金 額	明細単価番号	摘 要
一般世話役		人				
普通作業員		人				
小型バックホウ運転 加-ラ型 山積0.13m3(平積0.10)		日				
タンパ及びランマ運転(賃料) 60～80kg		日				
諸 雑 費 （丸め）	1	式				
計						
単位当たり						

【 第 19 号 施工単価表 】 通水試験						
1 日 当り						
名 称 ・ 規 格	数 量	単位	単 価	金 額	明細単価番号	摘 要
特殊作業員		人				
普通作業員		人				
器具損料及び諸雑費		%				
計						
単位当たり						

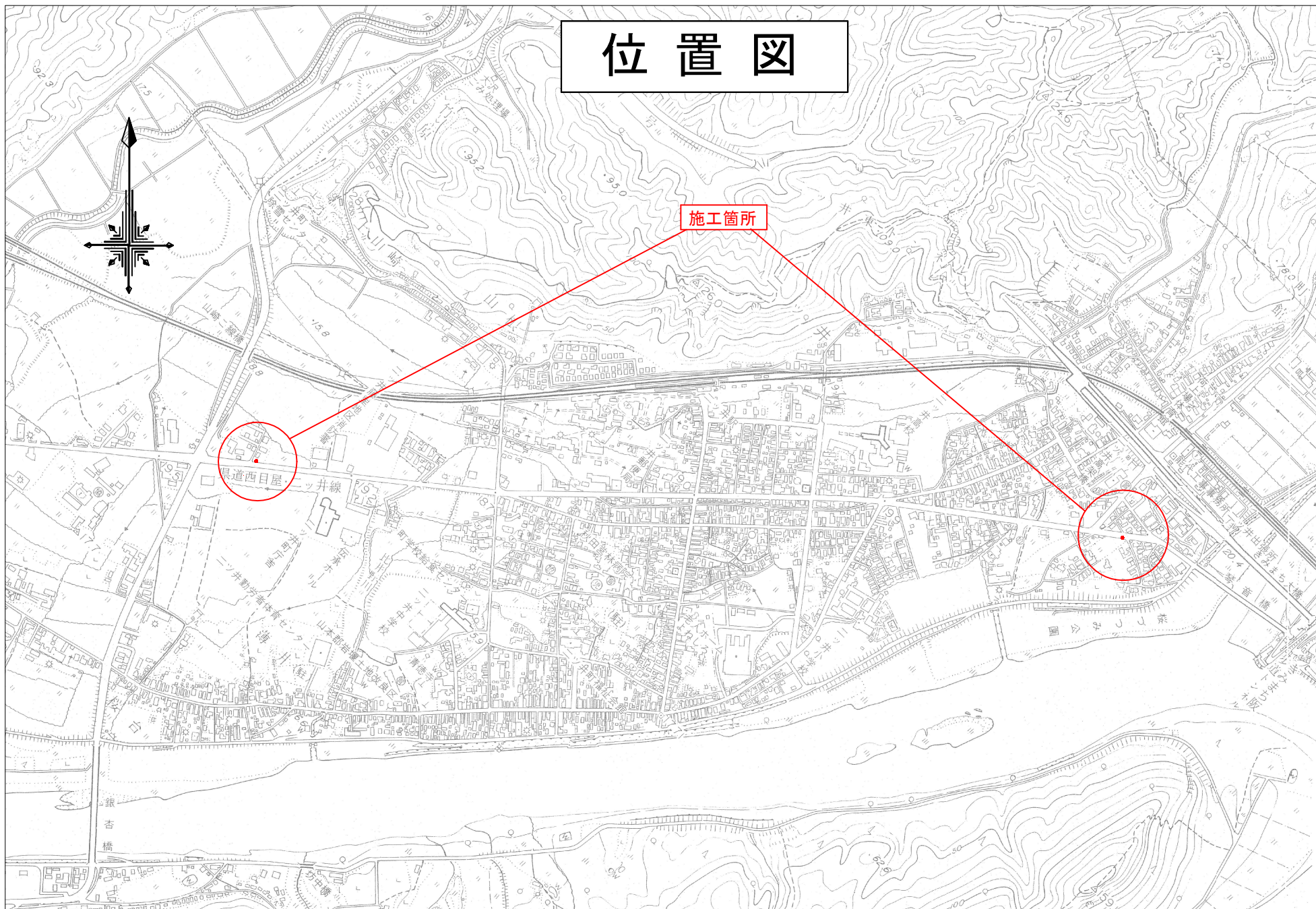
【 第 1 号 施工パッケージ 】 舗装版切断 アスファルト舗装版 15cm以下 1 m 当り							
名 称 ・ 規 格	金額構成比(%)	金 額	構成比(%)	基準地区単価	積算地区単価	明細単価番号	摘 要
【機械】							
コンクリートカッタ[バキューム式・湿式] 径φ56cm 切削深20cm級 超低騒音型							
その他(機械)							
【労務】							
特殊作業員							
一般世話役							
普通作業員							
その他(労務)							
【材料】							
コンクリートカッターレード 径450mm×厚3.7mm							
ガソリン 無鉛 スタンド レギュラー							
その他(材料)							

能代市

【 第 2 号 施工パッケージ 】							
整地 残土受入れ地での処理							
1 m3 当り							
名 称 ・ 規 格	金額構成比(%)	金 額	構成比(%)	基準地区単価	積算地区単価	明細単価番号	摘 要
【機械】							
バックホウ[加圧型] 山積0.8m3(平積0.6m3)							
【労務】							
特殊運転手							
【材料】							
軽油 バックホウ給油							
【端数調整】							
[条件] [J1] = 1 作業区分 残土受入れ地での処理							

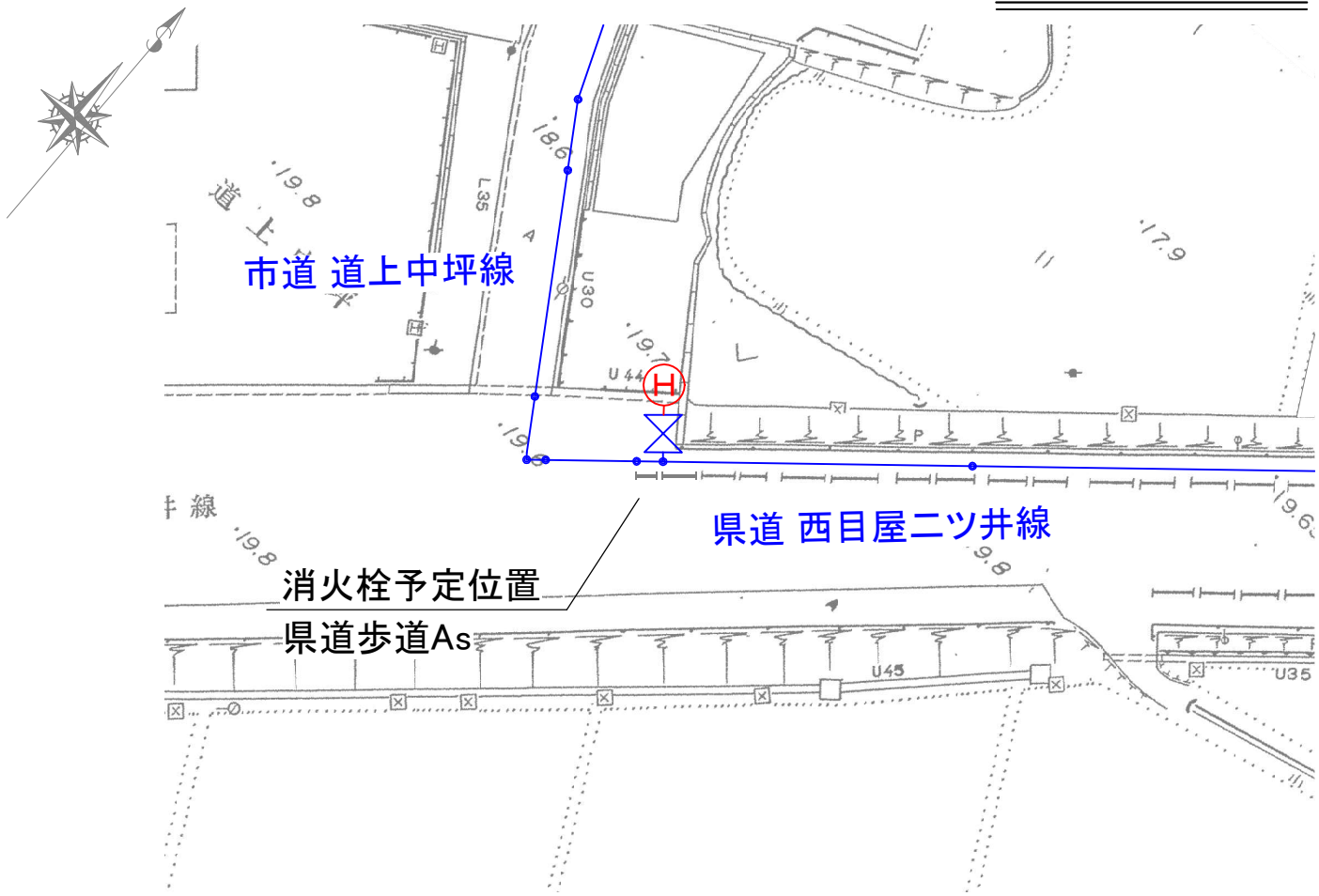
諸 経 費 設 定 情 報	
名 称	値
【 週休2日補正 】	補正なし
< 上水道工事 >	
【 工区名称：開削工事及び小口径推進工事等02】	
[工種]	開削工事及び小口径推進工事等
[主要項目]	
施工地域	一般交通影響あり(2)
前払金支出割合区分	3 5 %を超え 4 0 %以下
契約保証に係る補正	発注者が金銭的保証を必要とする場合
諸経費を前回金額に固定	前回金額に固定しない
[共通仮設費]	
率指定	しない
[現場環境改善費]	
現場環境改善費計上区分	計上しない
[現場管理費]	
率指定	しない
施工時期、工事期間による補正	行わない
[一般管理費等]	
率指定	しない
工事価格端数調整	万円止め
[工期延長等に伴う増加費用]	
工期延長等に伴う増加費用計上区分	計上しない
[消費税]	
(経過措置)複数の税率を適用する	複数税率を適用しない

位置図



ニツ井町字道上中坪

配管平面図 S=1:500

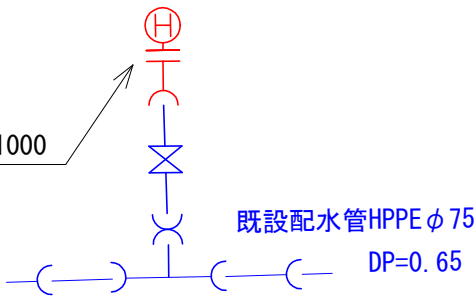


消火栓予定位置

県道歩道As

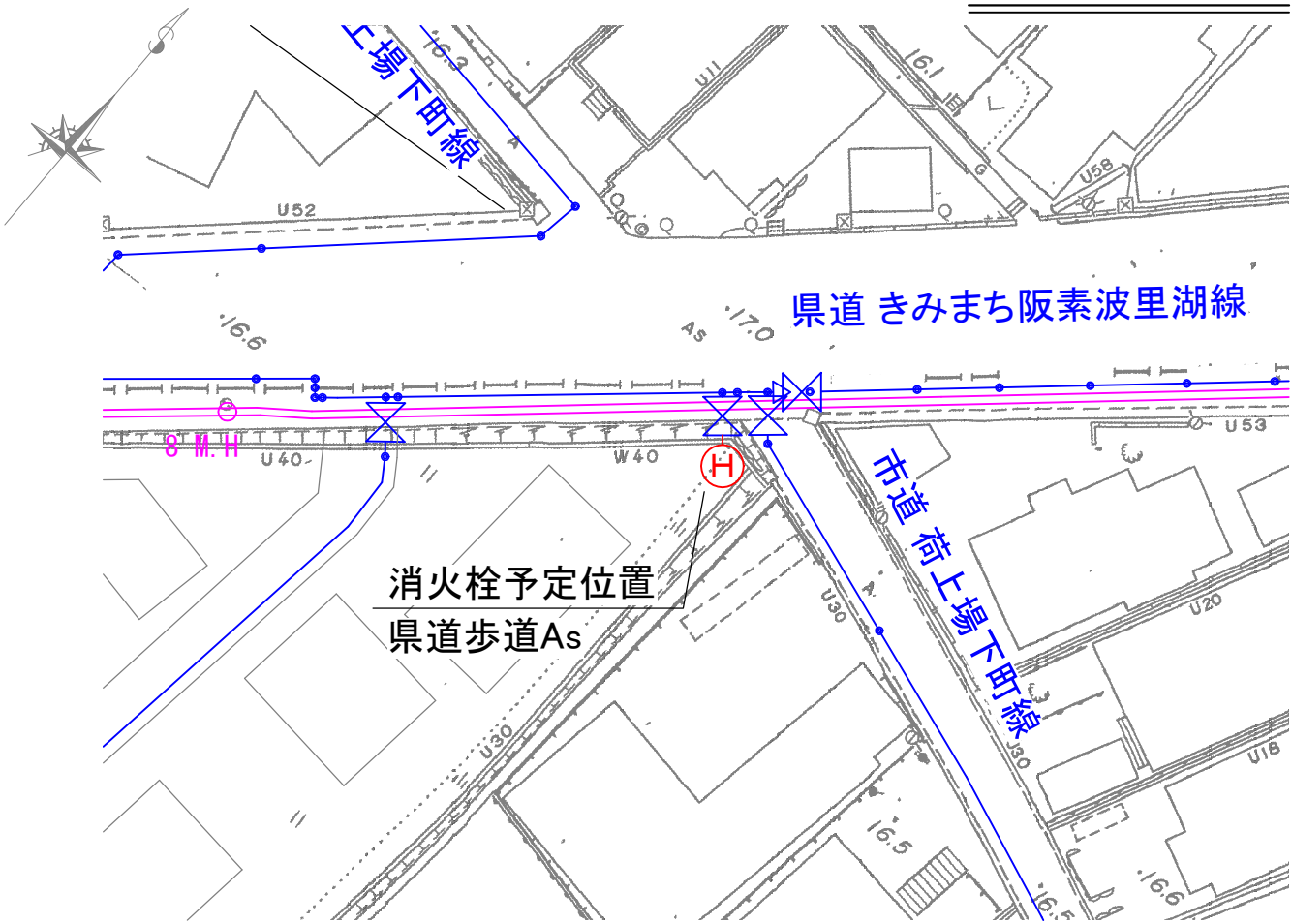
県道 西目屋ニツ井線

φ75 EFフランジ短管
φ75 フランジ 接合材
φ75単口消火栓 H650~1000



ニツ井町荷上場字柳生

配管平面図 S=1:500



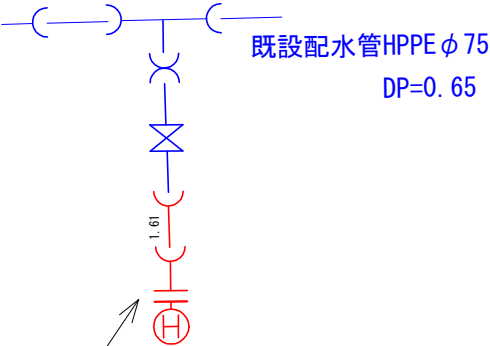
県道 きみまち阪素波里湖線

消火栓予定位置

県道歩道As

市道 荷上場下町線

φ75 EFフランジ短管
φ75 フランジ 接合材
φ75単口消火栓 H650~1000

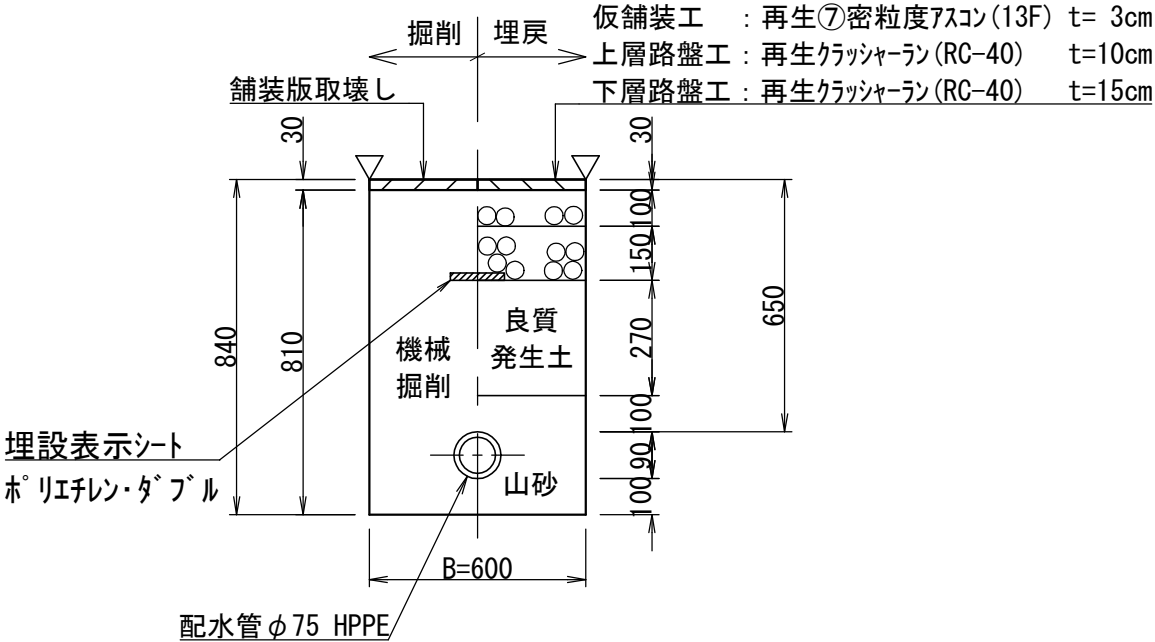


令和 8 年度		工 事 号	
事 業 名			
工 事 名	R8排水管（消火栓）新設工事		
箇 所 名	能代市ニツ井町字道上中坪地内 ほか		
配管平面図・管割図		縮 尺	図 示
照 査	設 計	図 面 番 号	1
能 代 市			

標準掘削断面図

土工断面 歩道

仮復旧



令和 8 年度		工 事 号	
事 業 名			
工 事 名	R 8 排水設備（消火栓）新設工事		
箇 所 名	能代市ニツ井町字道上中坪地内 ほか		
標準掘削断面図		縮 尺	
照 査	設 計	図 面 番 号	2
能 代 市			

配管工事延長集計表（土工調書）

工事名：

設計書No.

試掘工

[illegible]

配管土工事計算表

工事名： 0

設計書No. 0 試掘工

					延 長 計		断面																	
					3.0m		①75																	
							県道歩道																	
							延 長 配管1 配管2 掘削幅 カッター 掘削深 土留 舗装厚 砂埋戻(機) 砂埋戻(人) 発生土埋戻		3.0 — — B1.00 — H0.84 — 0.03 0.00 — 0.56															
番号	名 称	仕様 (設計条件)	単位		設計数量	小 計	単位数量	数 量																
1)	土工事							配管控除																
	舗装版切断工	As 15cm以下	m		8.0	8.00		8.																
	舗装版切断工	As 15cm超30cm以下	m																					
	舗装版切断工	Co 15cm以下	m																					
	舗装版直接掘削積込	As BH0.1 10cm以下	m2		3.0	3.00	1.000	3.																
	舗装版破碎工	As 15cm超40cm以下	m2																					
	構造物とりこわし工	Co 人力	m3																					
	廃材運搬	As殻 2t-10.0km DID無	m3		0.1	0.09	0.030	.09																
	廃材運搬	Co殻 2t-10.0km DID無	m3																					
	管路掘削工	BH0.1m3	m3		2.4	2.43	0.810	2.43																
	管路掘削工	人力	m3																					
	残土運搬	BH0.1m3 2t-5km	m3		0.7	0.75	0.250	.75																
	残土捨場処理	BH0.6m3	m3		0.7	0.75	0.250	.75																
	管路埋戻工	BH0.1m3 山砂	m3																					
	管路埋戻工	BH0.1m3 発生土	m3		1.7	1.68	0.560	1.68																
	上層路盤工	RC-40 10cm	m2		3.0	3.00	1.000	3.																
	上層路盤工	M-40 15cm	m2																					
	下層路盤工	RC-40 15cm	m2		3.0	3.00	1.000	3.																
	下層路盤工	RC-40 35cm	m2																					
	路盤工	RC-40 15cm	m2																					
	路盤工	RC-40 20cm	m2																					
	砂利道路盤工	C-40 5cm	m2																					
	仮舗装工 W1.4未満	車道 再②13-4cm	m2																					
	仮舗装工 W1.4未満	車道 再②13-7cm	m2																					
	仮舗装工 W1.4未満	歩道 再⑦13F-3cm	m2		3.0	3.00	1.000	3.																
	仮舗装工 W1.4未満	歩道 再⑦13F-5cm	m2																					
	軽量鋼矢板工	H=2.00m 支保工1段	m																					
	軽量鋼矢板工	H=2.50m 支保工2段	m																					
	軽量鋼矢板工	H=3.00m 支保工2段	m																					
	軽量鋼矢板	貫料	式																					
2)	処分費																							
	廃材処理費	As殻	t		0.2	0.21	0.071	.21																
	廃材処理費	Co殻	t																					

上段：当初設計
下段：変更設計
(1 / 2)

[illegible]

[illegible]

上段：当初設計
下段：變更設計
(2 / 2)

上段：当初設計
下段：變更設計
(1 / 1)

[illegible]

労 務 計 算 書						上段：当初設計 下段：変更設計 (1 / 1) 式
名 称	形 状 寸 法	単 位	数 量	計	計	算
ポリエチレン管据付工	φ75（融着）	m	2.2	2.23	2.23	
ポリエチレン管継手工	φ75(1口)（融着）	口	3.0	3.0	3.0	
ポリエチレン管切断工	φ75	口	1.0	1.0	1.0	
フランジ継手工	φ75 7.5K	口	2.0	2.0	2.0	
消火栓設置工	地上式 単口	基	2.0	2.0	2.0	
管明示シート工		m	2.2	2.20	+2.2	
管明示テープ工	VP φ75(胴巻)	m	2.2	2.20	+2.2	
ロケーティングワイヤー工		m	2.2	2.20	+2.2	

当初設計

[illegible]

上段：当初設計
下段：變更設計
(1 / 2)

[illegible]

令和 8 年度

R 8 排水設備（消火栓）新設工事

特記仕様書

事業主体 能 代 市

第 1 編 総 則

第 1 章 適用範囲

1. 本仕様書は、『R 8 排水設備（消火栓）新設工事』に適用する。
2. 工事は、「秋田県土木工事共通仕様書（仕様書、施工管理基準及び規格値、品質管理、参考資料）令和 7 年 1 0 月 1 日適用」、「水道工事標準仕様書」（日本水道協会）、によるほか、本特記仕様書により施工するものとする。

第 2 章 工期

1. 本工事の工期は、令和 8 年 1 2 月 1 8 日までとする。

第 3 章 提出書類

請負者は、指定の日までに能代市の定める様式により次の書類を提出しなければならない。又、提出した書類に変更が生じた時は、監督職員に速やかに変更届けを提出しなければならない。

1. 建設リサイクル法関連（提出期限：入札後速やかに）
 - 1) 法 12 条に基づく書面（別表 3 及び工程表を添付すること）
 - 2) 法 13 条及び省令第 4 条に基づく書面
2. 工事着手届

着手日は、契約締結後 10 日以内とし、以下の書類を添付すること。

 - 1) 契約工程表
 - 2) 現場代理人及び主任技術者届

3)現場代理人及び主任技術者の経歴書

4)現場代理人及び主任技術者の健康保険証の写し

5)現場代理人及び主任技術者の資格証明書の写し

6)労働保険加入済証(A 4 用紙に貼付ること)

7)建設業労災補償共済制度加入証明書の写し

8)建設業退職金共済組合の発注者用掛金収納書(様式に貼付けること)

3. 施工計画書(提出期限:工事着手届における着手日まで)

4. 配管施工者技能資格証明書(着工日以降速やかに打合簿により提出)

5. 使用資材関係(提出期限:速やかに、基本的には、施工計画書と同時)

6. 道路使用許可書(写)・道路工事届出書(消防署・通行止及び片側通行)写

7. 地下埋設物確認票(写)(提出期限:施工計画書と同時)

8. その他設計図書に記載のある提出物の外、監督職員が求めたもの。

第4章 一般事項

1. 工事打ち合わせ等

別に定める日、並びに監督職員または請負者が必要と認める日に打ち合わせを行う。この際、協議確認した事項は仕様書と同等の効力を有するものとする。

2. 設計変更等

(1) 設計変更に伴う変更契約は、その内容(工事内容、工期、金額)を契約担当者が請負者に掲示し、協議のうえ締結

するものとする。

(2) 設計変更の対象となるものは、図面、仕様書ならびに現場説明で示した事項とする。

(3) 設計変更が予想される事項は、次のとおりである。

① 掘削の結果、不測の事態発生による施工方法

② 現場の土質に著しい変化が生じた場合

(4) 工法等の決定

設計図書に指定がある場合を除き、仮設・工法など、工事を完成させるために必要な手段・方法については、請負者が決定するものとする。

(5) 地下埋設物の種類、規模、位置、深さ等はあらかじめ調査しておくものとする。また、工事中に予期しない埋設物を発見した場合は、特に取り扱いを慎重にするものとし、その旨を監督職員に報告するものとする。施工路線には、既設水道管などが埋設されているため施工前には、十分に調査を行うこと。また、施工時に既設管を破損した場合は、施工者が自主的に補修すること。

(6) コリンズ (CORINS) への登録 工事請負代金額が 500 万円以上の工事については、秋田県共通仕様書 共通編 1-1-1-5 の規定に従い作成、登録しなければならない。

(7) 上記以外でも不測の事態が発生した場合は、すみやかに監督職員と請負者が協議のうえ決定するものとする。

3. 工事用材料

(1) 下記に示す規格品以外の材料については、仕様事項に基づき、構造計算書、詳細図及び製品の試験方法を記載した書面を監督職員に提出し、承諾を得なければならない。また、特殊製品となる使用材料は原則として、搬入の都度、材料名と搬入数量を記載した書面を監督職員に提出し、監督職員の材料検査を受けなければならない。ただし、緊急

を要する場合で搬入数量が極端に少ないなど、特別な理由を監督職員が認めた場合はこの限りでない。

① J I S : 日本工業規格

② J W W A : 日本水道協会規格

③ J D P A : 日本ダクタイル鉄管協会規格

④ P T C : 配水用ポリエチレンパイプシステム協会 (P o l i t e c) 規格

⑤ J W V A : 水道バルブ工業会規格

(2) 材料の仕様は次のとおりである。

① 配管工事用材料

設計書と図面のとおり

② 道路復旧用材料

ア) 発生埋戻材 粘土分が少なく、所定の締固め度を得られる良質土とし、使用に先立ち監督職員の承諾を得なければならない。

イ) 山砂 良質な山砂 (砂 70%以上、山土 30%以下程度) とし、使用に先だち監督職員の承諾を得なければならない。

ウ) 路盤材 再生クラッシャーラン RC-40、粒度調整碎石 M-40 の材質および粒度は、JIS A 5001 (道路用碎石) の規格に適合するものとする。なお、使用にあたっては試験成績書を提出し、監督職員の承諾を得なければならない。

エ) 舗装材 アスファルトコンクリートの材料は、アスファルト舗装要綱に基づく材質のものであって、試験成績書を提出して、監督職員の承諾を得なければならない。材質は再生加熱合材とする。

※本工事で使用する資材の購入や下請負については、市内の事業所・業者を優先的に活用するように努めること。

4. 交通誘導員

- (1) 工事期間中の交通管理として、交通誘導警備員 B を 2 名／日配置（昼休み等の交換要員有り）することとし、交通誘導警備員 B を 5 名計上している。
- (2) 配置計画については、施工計画書に明示し、交通整理員勤務実績表を完成届提出時に提出すること。
- (3) 交通整理員の総数については、配置計画、施工量、施工方法及び施工条件等の変更を伴わない場合は、設計変更の対象としない。

~~5. 週休 2 日制工事の対象~~

~~本工事は週休 2 日制工事（発注者指定型）である。~~

~~実施にあたっては、「能代市週休 2 日制工事実施要綱」及び「秋田県週休 2 日制工事に関する建設部運用」に基づき行うこととする。~~

第 2 編 土木・配管工事

第 1 章 一般土工事

- 1. 図面に示してある掘削線は、現地の状況により法勾配を変更することがある。
- 2. 配管工事に使用する掘削機械は、バックホウ 0.13m³ 級とし、残土運搬の車種はダンプトラック 2 t 車として積算している。
- 3. 本工事で発生する残土の処分は、自由処分とする。処分に際しては法令遵守のうえ、請負者の責任において対処すること。また、残土処分地、運搬距離及び運搬経路についての計画を施工計画書に明示し、残土処分地の所有者から承諾を得

たことを証する書類を提出すること。なお、運搬距離については 5.0km として積算しているが、設計変更の対象としない。

4. 埋戻しについては、秋田県土木工事共通仕様書に基づき、各層ごとに十分締固めなければならない。
5. 本工事で発生するアスファルト及びコンクリート等の廃材は、産業廃棄物として所定の施設に搬出して処理するものとし、廃棄物のマニフェストを受理すること。なお、本工事では搬出处分先を(有)平塚自動車工業（能代市落合字綱割）とし、運搬距離を 10.0km 以下として積算しているが、処分施設を指定するものではない。また、不慮の事態により何らかの廃材が発生した場合は、監督職員へ報告の後、所定の手続きで処理すること。
6. 請負者は、工事区間内外において資材・残土等の運搬等で路面を損傷・汚した場合には、路面補修・清掃を行わなければならない。
7. 仮舗装工事について、施工後に（本復旧施工まで）沈下が生じた場合は、自主的に手直しを行わなければならない。

第2章 配管工事

1. 本工事の配水管工事種別は『①一般配管工事（一般継手）及び④配水用ポリエチレン管工事』である。
2. 本工事の配管施工は有資格者が行うものとし、予め資格証明書の写しを監督職員に提出し、承諾を受けなければならない。対象工事別技能資格要件を下記に示す。

対象工事別技能資格要件

対象工事	資格要件
① 一般配管工事 (一般継手)	・ 公益社団法人 日本水道協会の配水管工技能者登録証（一般継手）を所有している者、 または日本ダクタイル鉄管協会の継手接合研修会受講証を所有している者。
② 耐震管工事	・ 公益社団法人 日本水道協会の配水管工技能者名簿に耐震継手又は大口径の配管技能者 として登録され登録証を所有している者、または日本ダクタイル鉄管協会の継手接合研 修会受講証（φ75～φ450 NS形、GX形）を所有している者。
③ 大口径管工事	・ 公益社団法人 日本水道協会の配水管工技能者名簿に大口径の配管技能者として登録 され登録証を所有している者、または日本ダクタイル鉄管協会の継手接合研修会受講証 （φ500～φ1000 NS形）を所有している者。
④ 配水用ポリエチレン管工事	・ 配水用ポリエチレンパイプシステム協会（又は旧「配水用ポリエチレン協会」）の 施工講習受講証（配水管）を所有している者。

注）上記配水管布設工事の技能資格要件は、導水管及び送水管布設工事にも適用する。

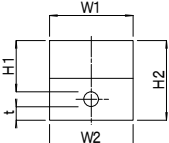
3. 請負者は、施工前及び施工途中において自らの費用で施工現場の状況および設計図書の照査を行い、監督職員に結果を提出しなければならない。なお、施工前照査の結果を提出するまでは、本工事に着手することを認めない。
4. 照査の結果、修正・変更しなければならない事実を発見した場合は、関係資料を整えたうえで事前に監督職員と協議もしくは確認を請求しなければならない。また、変更に必要な数量計算書及び図面等は請負者が作成し、監督職員に提出しなければならない。
5. 請負者は、監督職員から関係資料及び図面等の提出を求められた場合は、すみやかに対応しなければならない。
6. 配管後の巻立砂は、タンパ等で十分に締め固めるものとする。路盤材、アスファルト舗装等も同様とし、所定の締め密度が得られるように入念に仕上げるものとする。
7. 配管施工にあたっては、適所に交通整理員を配置して、災害発生の防止に努めること。
8. 配管の水圧試験の試験水圧及び保有時間等については監督職員と協議し、決定すること。
9. 配管工事の写真は、原則として測点進行方向に向かって撮影するものとする。
10. 配管工事の段階確認についての箇所及び回数は、協議のうえ決定し立ち会いを受けること。
11. 配管の出来形として、完成図、帯図、バルブオフセット図をA版にて作成し、提出すること。

第3章 土木工事出来形及び品質の規格値ならびに施工管理基準

1. 土木工事の出来形及び品質の規格値ならびに施工管理基準については、「共通仕様書（土木工事施工管理基準及び規格値）」（秋田県建設部）によるものとする。

2. 土木工事施工管理基準及び規格値の追加

「土木工事共通仕様書（土木工事編Ⅰ）」（秋田県建設部）のうち、土木工事施工管理基準及び規格値の最後に次の工種を追加する。

	工 種	測定項目	規格値	測定基準	測定箇所	摘 要
	配 管 土 工	幅 (W)	-50	施 工 延 長 50mにつき 1箇所測定 1施工箇所毎		
		高 さ (H)	-30			
		厚 さ (t)	-30			
		延 長 (L)	-200			

第4章 仮 設

1. 仮設については、請負者の創意工夫として任意とするが、工事の良否、工事の安全保安、ならびに工事の進捗に影響を及ぼすと思われる場合には、監督職員の判断により改善を命ずることがある。また、他の権利者から苦情があったときは速やかに解決すること。

2. 本工事の施工に必要な作業用地、資材置場、残土仮置き場及び残土捨場等の使用や借り上げ等の交渉は、すべて請負者が行うものとする。なお、後片付けについては原形に復旧することを原則とし、地権者の了解を得ること。

3. 資材運搬等道路は、工事完了後に一般通行に支障がないように整備するものとする。

4. 工事現場において、見やすい場所に工事看板を設置すること。なお、表示内容については監督職員と協議の上決定すること。また、デザイン工事看板、模様フェンス、緑化の実施に努め、工事現場における環境改善や地域との融和を図ること。

第5章 イメージアップ経費

1. 本工事ではイメージアップ経費を計上していない。

第6章 資材の再資源化等について

1. 請負者は、「建設工事に係る資材の再資源化に関する法律」及び「廃棄物の処理及び清掃に関する法律(廃棄物処理法)」を遵守し、また適正な処理を行うものとし、工事の着工前には廃棄物の再資源化等計画書を契約書類として作成提出し、工事完成時にはその再資源化等報告書(18条第1項)を監督職員に提出すること。
2. 請負者は、請負った当該工事の全部もしくはその主たる部分または他の部分から独立してその機能を発揮する工作物の工事以外の部分を他の建設業を営む者に請負わせようとするときは、当該他の建設業を営む者に対して、法第10条1～5号に掲げる事項について別紙告知書様式で告げること。
3. 本工事で発生した建設資材廃棄物は、秋田県が廃棄物処理法に基づき許可した施設で適正に処理すること。